

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

1618

(1/2)

日付	令和 7 年 5 月 26 日	支出額	116,440 円
項目	事務所費	充当額	104,796 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所建物賃貸借料・駐車場料（2025 年 6 月分）		
備考	事務所賃料 110,000 円 駐車場料 6,000 円 手数料 440 円		

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。

お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。



埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0017	[REDACTED]	*****
取扱店	お取引日	時刻
38051	07-05-26	10:44
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥116,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		
(1万円)	(5千円)	(1千円)
万円	千円	千円
(硬貨) 認証		

お振込明細またはご案内

電信

お受取人



ご依頼人

カネコユタセイムカット“ウツ”ムツヨ様

電話番号



取扱番号 300031

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

(以下「甲」という)と書主 金子 裕太

以下「乙」というのは、事業用建物賃貸借契約（以下「本契約」という）を、付帯する「事業用建物賃貸借契約約款」に基づいて、下の条件で本契約を締結し、乙と保証会社（以下「丙」という）とは、賃貸保証契約約款の

名 称	大間事務所				1-2 階	
所 在 地	(登記簿) 鴻巣市大間字原798番地3					
	(住居表示) 埼玉県鴻巣市大間798番地3					
種 類	事務所	家屋番号	798番3			
構 造	軽量鉄骨造					
面 積	専有(壁芯) バルコニー	73.44 m ² (約 m ² (約	22.21 坪) 坪)	その他使用 可能な面積	2 階建 m ² (約 坪)	
物件の所有者	(住所)	[REDACTED]				
	(氏名)	[REDACTED]				
使用目的	事務所					
賃 料	月額 110,000 円(うち消費税 10,000 円)	敷 金		(賃料の ヵ月分) (金額) 220,000 円		
管 理 費	月額 円(うち消費税 円)					
共 益 費	月額 円(うち消費税 円)	札 金		(賃料の ヵ月分) (総額) 0 円 (うち消費税) 0 円		
駐 車 料	月額 円(うち消費税 円)					
付属施設料	月額 円(うち消費税 円)	権 利 金		(総額) 円 (うち消費税) 円		
雑 費	月額 円(うち消費税 円)					
保 険 料	総額 円(うち消費税 円)	更 新 料		(総額) 円 (うち消費税) 円		
保 証 料	円					
保 証 金	円(3.3㎡当たり 円)	更新手数料		新賃料の 1 ヲ月分 (別途消費税)		
敷金・保証金の 返還時期	本物件の明渡し後					
保証金の償却	・建物明渡し時に % (総額) 円 (うち消費税) (円) ・その他 (総額) 円 (うち消費税) (円) (償却分は、償却時から10日以内に補填しなければならない。)					
契約期間	令和5年06月01日 から 令和8年05月31日迄の 3年 0ヵ月 0日間					
借主の解約権	解約の効力は、借主が解約の申入れをした日から 3 ヲ月の経過をもって発生する。					
賃料・管理費・共益費・駐車料及び・雑費・付属施設料の支払方法並びに支払期間	(住所) 持参先 (氏名)					
	振込先	[REDACTED]	口座No.	[REDACTED]	振込金額合計 (振込手数料はこの負担とする) 110,000 円	
	口座名義人	[REDACTED]				
	口座引落 委託会社名	[REDACTED]				
	翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。					

付帯駐車場使用契約書

[物件の表示]

名 称	大間事務所	駐車場No	No.
所 在 地	埼玉県鴻巣市大間798番地3		

[駐車料等]

駐 車 料	月額 6,000 円(うち消費税 円)
備 考	

[契約車両および任意保険]

車 名		保険会社名	
登録番号		証券番号	
色		満期日	

付帯駐車場につき、契約期間や支払方法等は、本契約に準ずるものとする。

- 第1条 乙は本駐車場を表記の車両を駐車する目的で使用し、これを反することはできない。
ただし、甲の承諾を得た場合には表記車両を変更することができる。
- 第2条 乙は甲の定める管理規約に従い本駐車場を使用するものとする。
- 第3条 乙は本駐車場を他人に転貸してはならない。
- 第4条 乙又は乙の関係者が本駐車場内の施設又は自動車等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 第5条 天災、火災その他甲の責によらない事象による車両の損失又は盗難については甲は一切その責任を負わない。
- 第6条 本駐車場の保全、防犯、防火その他やむを得ない事由があるとき、甲は車両の移動その他必要な措置をとることができるものとする。
- 第7条 乙が賃借料の支払を怠ったとき又は本契約の定めの一に違反したときには、甲は催告することなく本契約を解除することができる。
- 第8条 乙は本契約終了後ただちに本駐車場を明渡すものとし、乙が自動車を残置した場合は甲がこれを適宜処分しても異議ないものとする。
- 第9条 本駐車場は現況有姿にて貸し出すものとし、貸主による修繕等はいりません。

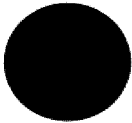
【賃料振込先】



【貸主】



【貸主代理】
埼玉県鴻巣市栄町2番24号
株式会社エーティーホームズ
048-540-2311



【借主】



金子 裕太



別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

1619

(1/2)

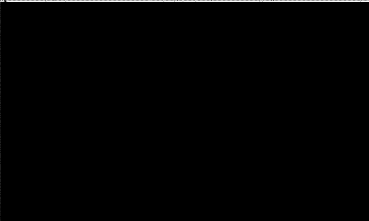
日付	令和 7 年 5 月 26 日	支出額	130,770 円
項目	事務所費	充当額	104,616 円
細目	事務所費	按分率	
摘要	事務所家賃 5 月分		
備考	政務活動に使用する割合が 8/10 以上であるため按分した額とする		

政務活動費 領収書等貼付用紙

1619

(2/2)

キャッシュサービスご利用明細			
毎度ありがとうございます。 お取引内容をお確かめのうえ、 お持ち帰りください。			
 埼玉りそな銀行			
取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*** ****	
取扱店	お取引日	時刻	
10402	07-05-26	11:52	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥130,000	¥770	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		C 認証	
(1万円) (5千円) (1千円) 万円 千円 千円		(硬 貨) 円	
お振込明細またはご案内			
お受取人			
	登録番号 0003		
ご依頼人	サイタマケンキ"カイ キノツタ ヒロノフ"様		
	電話番号 048-924-8011 取扱番号 300016		
*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →			

印紙税申告納
 付につき浦和

 税務署承認済

事務所用建物賃借契約書

貸 主 (甲)



借 主 (乙)

木 下 博 信

事務所用建物賃貸借契約書

(1) 賃貸借の目的物件

17 賃貸借の目的物件							
建物名称・所在地等	名 称		家建物を事務所として賃貸借				
	所 在 地		〒340-0017 草加市吉町5丁目9番52号				
	建て方	一戸建	構 造	木 造		工事完了年	
				二 階 建 て		平成12年完了 以後大規模修繕等なし	
住戸部分	間 取 り		1 階 2LDK		2 階 3K納戸付		
	面 積		135,22㎡		(それ以外にバルコニーあり)		
	設 備 等	ト イ レ		有 り		特記事項なし	
		浴 室		有 り			
		洗 面 台		有 り			
		洗 濯 機		有 り			
給湯設備		有 り					
設 備 等	ガスコンロ		有 り				
	冷暖房設備		有 り				
	備え付け照明設備		有 り				
付属施設	鍵		3 個				
	使用可能電気容量		5 0 アンペア				
	ガ ス		都市ガスあり				
付属施設	上 下 水 道		公共上下水道・浄化槽あり				
	駐 車 場		含 む				
	バイク置場		含 む				
	自転車置場		含 む				
	物 置		含 む				
庭		含 む					

(2) 契約期間

始 期	平成29年4月22日から	2 年 間
終 期	平成31年4月30日まで	

(3) 賃 料 等

賃 料	月額 130,000円	当月分を先月末までに銀行口座から振替払いとする。 振り込み手数料は、乙の負担とする
敷 金	な し	

契 約 条 項

（契約の締結）

第1条 貸主 ■■■■■（以下「甲」という）及び借主 木下博信（以下「乙」という）は、頭書（1）に記載する物件（以下「本物件」という。）の事業に供することを目的とする賃貸借契約を以下の通り締結する。

（契約の期間）

第2条 契約の期間及び本物件の引き渡し時期は頭書（2）記載の通りとする。

2 甲及び乙は、双方異議ない場合は本契約を更新することができる。以後その例による。

（賃 料）

第3条 乙は、頭書（3）の記載の通り賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各項のいずれかに該当する場合は協議の上賃料を改定することができる。

一 土地または建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合

二 土地または建物の価額の上昇または低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合

3 1か月に満たない期間の賃料は、当該月実日数を日割り計算した額とする。

（敷金の省略）

第4条 乙は、本契約から生ずる債務の担保として必要な敷金についてはこれを省略することができる。

（反社会的勢力の排除）

第5条 甲及び乙は、反社会的勢力に関わる全ての事項を排除する。

（禁止または制限される行為）

第6条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく本物件の全部または一部につき、賃借権を譲渡し、または転貸してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築・改築・改造もしくは模様替えなど工作物の設置をしてはならない。

3 乙は、本物件の仕様に当たり、前項の工作物の設置を行う場合は、甲に通知し承諾を得なければならない。

（契約の解除）

第7条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合は、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催促したにも拘らず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

- 一 (3) 頭書に掲げる賃料の支払い義務
- 二 本契約の各号に掲げる確約に反する事実が判明した場合

(契約の消滅)

第8条 本契約は、天災・地変、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が滅失した場合、当然に消滅する。

(明け渡し)

第9条 乙は、本契約が終了する日までに(第7条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては直ちに)本物件を明け渡さなければならない。

2 乙は、前項の明け渡し日を事前に甲に通知しなければならない。

3 本契約が継続している途中に於いて解約する場合は、3か月前に甲に通知しなければならない。

(明け渡し時の原状回復)

第10条 乙は、通常の仕様に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状回復しなければならない。

(連帯保証人)

第11条 連帯保証人(以下「丙」という。)は、乙と連帯して本契約から生ずる乙の債務を負担するものとする。

(協議)

第12条 甲及び乙は、本契約に定めがない事項及び本契約の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

平成29年4月21日

(甲) 住 所
氏 名

[Redacted]



(乙) 住 所
氏 名

[Redacted]

木下 博信



(丙) 住 所
氏 名

[Redacted]



別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

1620

(1/2)

日付	令和 7 年 5 月 26 日	支出額	2,377 円
項目	事務所費	充当額	1,188 円
細目	事務所費	按分率	1/2
摘要	ダスキンレンタル代		
備考			

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

1620

(2/2)

お客様名

4710 4875 6162 4628

小島 信昭 様

ポイントカード

納品請求書
兼 領収書

登録番号 T6010001004715

株式会社ダスキンサービス 千葉支店

〒231-0812 さいたま市北区宮崎町1丁目675-2
TEL 048-654-0388 FAX 048-654-0390

発行日 2025 年 5 月 26 日 次回訪問日 2025 年 6 月 23 日

取引 現金

No.100364708400

商品・サービス内容				納品回数		単価	納品		納品・回収訂正		備考
				納品	回収		納品	回収	金額	金額	
ベシックマットS・G	B5G	4W	1	1	593	1	1	593			
ハンディモップF	H-F	3W	1	1	570	1	1	570			
ニューダスキン小モップ	N-SAC	4W	1	1	514	1	1	514			

前回未収残

税別金額
訂正後 税別金額

消費税
訂正後 消費税

合計金額
訂正後 合計金額

領収額
訂正後 領収額

消費税 10%

確認サイン

担当者名

00uet会員募集中!! 担当店コード【8000147】

233

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

1621

(1/2)

日付	令和 7 年 5 月 26 日	支出額	172,000 円
項目	事務所費	充当額	137,600 円
細目	事務所費	按分率	8/10
摘要	事務所賃借料		
備考			

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。

お取引内容をお確かめのうえ、

お持ち帰りください。 RESONA



埼玉りそな銀行

取引銀行 0017	取引店 [REDACTED]	口座番号 [REDACTED]
取扱店 36302	お取引日 07-05-26	時刻 10:14
お取引内容 振込	お取引金額(円) ¥172,000	手数料 ¥0
お取引後の残高(円) *****		おつり
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) 万円 千円 千円		C認証 (硬貨) 円

お振込明細またはご案内

お受取人

サイタマリソナ

ワラビ

普通 0005992

1. アカイワフトウサン様

登録番号 0001

ホヤタケツセイムカットウツムツヨ様

ご依頼人

電話番号 [REDACTED]

取扱番号 260001

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 有限会社赤岩不動産 (以下「甲」という。)と借主 保谷 武 (以下「乙」という。)は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	ゴールドハイツ蔵 1階102号室 区画番号()		
	所 在 地	(住居表示) 蔵市中央3丁目17番23号 (登記簿) 蔵市中央3丁目4356番5		
	構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他 ()/瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他 ()/(5)階建/全(27)戸		
	種 類	店舗事務所	新築年 月	昭和60年 4月
	面 積	50.15㎡		
附 属 施 設		なし		

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

県会議員事務所

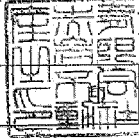
頭書(3) 契約期間1

令和5年 7月 1日 から 令和8 年 6月 30日まで(3年間)	
目的物件の引渡し時期	令和5年 7月1日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額172,000円 (別途消費税相当額 円)	管理・ 共益費	なし
家 財 保険料	借主任意契約	敷 金	150,000円
附 属 施設料	なし	礼金	150,000円)
償 却			
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No. 本 数		
賃料等の支払時期		翌月分を毎月末日まで	
賃料等 の支払 方法	☒ 振 込		
	☐ 持 参	持 参 先	
	☐ 口座引落	委託会社名	

- 1 前借主の現況で引き継いだので、退却時内装はそのままとする。その他の損害を与えた箇所は修復するものとする。
 - 2 エアコン、自動ドアは残置物ですので、借主にて修理、交換することとなります。
 - 3 飲食店不可 4. 看板も取付の際 管理組合の承認が必要です。
- 本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主、記名押印の上、各自1通を保有する。



令和 5 年 6 月 30 日

甲・貸主	氏名	有限会社赤岩不動産	TEL	048-431-2325
	住所	蕨市中央1-25-6		
乙・借主	氏名	保谷武	TEL	
	住所			
丙・連帯保証人	氏名		印	TEL
	住所			
	極度額			

宅地建物取引業者	A		B	
	主たる事務所 所在地・TEL	蕨市中央1-25-6 048-431-2325	主たる事務所 所在地・TEL	
	商号又は名称	有限会社赤岩不動産	商号又は名称	
	代表者の氏名	代表取締役 赤岩常雄	代表者の氏名	
	免許証番号	埼玉県知事免許(10)第10971号	免許証番号	大臣 知事()第 号
宅地建物取引士	氏 名		氏 名	
	登録番号		登録番号	() 第 号
	業務に従事する 事務所名	有限会社赤岩不動産	業務に従事する 事務所名	
	事務所所在地 TEL	蕨市中央1-25-6 048-431-2325	事務所所在地 TEL	

※図は原則として実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

1661

(1/2)

日付	令和 7 年 5 月 27 日	支出額	68,000 円
項目	事務所費	充当額	61,200 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所・駐車場 賃借料 令和 7 年 6 月分		
備考	69,100-1,100（自己負担分：タイセイビソウクラブ 費）＝ 68,000 逢澤 圭一郎		

政務活動費 領収書等貼付用紙

1661

(2/2)

07-05-27 .家賃		*69,100	家賃等
①他店支払いの小切手等で入金したときは、領収書に貼付しができる予定日を表示します。 お支払可能期限は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご確認ください。 ②本通帳の下記項目における金額・種別の単位について 〔項目名〕お支払金額・お振り金額・借入残高 外債借入残高の場合、通帳記載し別に記載された通貨単位となります。 その他の項目の単位は、円単位となります。			

タイセイ・リビングクラブ加入書（会員化施策用）

お申し込みプラン	■ 月額1100円(税込)	月額2200円(税込)
----------	---------------	-------------

加入月	2022年	3月
-----	-------	----

フリガナ	アイザワ ケイイチロウ
契約者	逢澤 圭一郎
電話番号	XXXXXXXXXX

対象物件	加藤コーポラス 0101
物件住所	341-0018 埼玉県三郷市早稲田2丁目8-5

同居家族	フリガナ	
	正名	
	フリガナ	
	氏名	
	フリガナ	
	氏名	

●お問い合わせフリーダイヤル

☎ 0120-365-573

（備考欄・変更内容等）

取り扱い店	
株式会社タイセイ・ハウジング	
出口 営業所	
TEL: 048-498-6161	

種別	XXXXXXXXXX
----	------------

申込み区分	☐ プラン変更	☐ 記載内容変更
	変更開始月	変更日
	(年 月)	(年 月 日)

＜物件の表示＞

部坚番号 0101

構造 鉄筋コンクリート

更新料	59,000 円 (更新後の家賃の 1 ヶ月分)	更新事務手数料	0 円 (消費税別途)
-----	--------------------------	---------	-------------

	家賃	共益費				月額合計
月払金	69,000 円	3,500 円	円	円	円	62,500 円

	原契約終了時の残存金額	更新時の返還金額	更新時の追加交付金額	更新時の合計預り金額
敷金	59,000 円	0 円	0 円	59,000 円

上記を証するため、本書を作成し、各当事者は署名・捺印の上、各1通を保有します。

2025-4-28

賃貸人 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

賃貸人 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

賃借人 住所 [REDACTED]
氏名 桑澤 至一郎
自宅電話番号 [REDACTED] 携帯電話番号 [REDACTED]
勤務先名称 所玉果議会 勤務先電話番号 048-824-2111

<緊急連絡先> 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED] 続柄 [REDACTED]
自宅電話番号 [REDACTED] 携帯電話番号 [REDACTED]
勤務先名称 [REDACTED] 勤務先電話番号 [REDACTED]

入居者の表示 (更新時現在)	氏名	続柄	生年月日	性別	勤務先又は学校名等	連絡先電話番号
	桑澤 至一郎	本人	1975年9月16日	男	所玉果議会	048-824-2111

株式会社タイセイ・ハウジング
埼玉県川口市栄町3-8-14 石川ビル
2021-07-01改

048-498-6161

物件コード: 00039512

契約者コード: [REDACTED]

入居者コード: [REDACTED]

株式会社オリコフオレントインシュア

＜本作駐車場の表示＞

名 称 加藤コーポラス

李仲舒撰

所在地 埼玉県三郷市早稲田2丁目8-5

更 新 料	5,000 円(更新後の駐車場使用料の税抜金額の 1 ヶ月分、消費税等別途)
更新車検手数料	0 円(消費税等別途)

駐車場使用料	5,000 円(消費税率別途)
--------	-----------------

敷金	①原契約終了時の残存金額 5,000 円	②更新時の返還金額 0 円	③更新時の追加交付金額 0 円	④更新時の合計預り金額 5,000 円
----	-------------------------	------------------	--------------------	------------------------

以上を踏まえ、本書を作成し、各当事者は署名・捺印の上、各1通を保有します。

2025 4 22

賃貸人 住 所 [REDACTED]
氏 名 [REDACTED]

賃貸人 住 所 [REDACTED]
氏 名 [REDACTED]

賃借人 住 所 [REDACTED]
氏 名 条澤 圭一郎
自宅電話番号 [REDACTED] 携帯電話番号 [REDACTED]
勤務先名称 株式会社 [REDACTED] 勤務先電話番号 048-824-2111

<緊急連絡先> 住 所 [REDACTED]
氏 名 [REDACTED] 性別 [REDACTED]
自宅電話番号 [REDACTED] 携帯電話番号 [REDACTED]
勤務先名称 [REDACTED] 勤務先電話番号 [REDACTED]

<本件自動車>

車種	軽自動車・小型自動車・普通自動車	登録番号	[REDACTED]		
メーカー名	ホンダ	車名	ステップワゴン	色	白

<賃借住宅>

名称	加藤アパルト	部屋番号	101
----	--------	------	-----

株式会社オリコフォレストイン

株式会社タイセイ・ハウジー 川口営業所
埼玉県川口市栄町3-8-14 石川ビル 048-498-6161

2021-07-01改

ド 00039512 契約者No: [REDACTED] 入居者No: [REDACTED]

政務活動費 領収書等貼付用紙

1662

(1/1)

日付	令和 7 年 5 月 27 日	支出額	8,250 円
項目	事務所費	充当額	7,425 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所駐車場代として令和 7 年 5 月分		
備考	駐車場代 ￥7,700 振込手数料 ￥550		

支払証明書あり

理由 振込のため領収書なし

駐 車 場 使 用 契 約 書

〔物件の表示〕

名 称	グリーンパーキング	管理番号	
所 在 地	埼玉県春日部市ノ副一丁目490-2		
賃 借 人	柴 寛美		

〔賃料および支払方法等〕

賃 料	月額	7,700 円(うち消費税 700 円)	敷 金		円
管 理 費	月額	円(うち消費税 円)	札 金		円
共 益 費	月額	円(うち消費税 円)		(うち消費税 円)	円
付属施設料	月額	円(うち消費税 円)	更 新	☒ 可 ☐ 不可	
雑 費	月額	円(うち消費税 円)	更新手数料	新賃料の 1ヵ月分 (別途消費税)	
契約期間	令和5年06月02日から、令和7年06月01日まで				
支払方法	☐ 持参 ☒ 振込 ☐ 口座振替				
振込先					

〔契約車輛および任意保険〕

車 名		保険会社名	
登録番号/色	/	証券番号/満期	/

〔その他〕

特約事項	乙は契約更新時に更新事務手数料として新賃料の1ヵ月分(別途消費税)を管理会社へ支払うこと。車庫証明発行の際、金5,000円(別途消費税)の費用がかかります。本契約に関する振込手数料及び口座引落手数料は借主負担とする。賃料は月単位契約です。住宅がある場合、前向き駐車すること。
------	---

令和 5 年 5 月 26 日

賃貸人(甲) 住所： 埼玉県春日部市大場1057番地1

氏名： 貸主代理人(株)サハウジング 代表取締役 金子勝博

電話： 048-739-1235

賃借人(乙) 住所：

氏名： 柴 寛美 電話：

勤務先： 埼玉県 住所： 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

緊急連絡先

住所：

氏名： 印 電話：

極度額：

仲介人

免許番号： 埼玉県知事(2)第22757号

主たる事務所： 埼玉県春日部市大場1057番地1

商号又は名称： 株式会社サンハウジング

代表者： 代表取締役 金子 勝博

宅地建物取引士： 登録番号：

事務所名： 株式会社サンハウジング 電話： 048-739-1235

所在地： 埼玉県春日部市大場1057番地1

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

1663

(1/2)

日付	令和 7 年 5 月 27 日	支出額	240 円
項目	事務所費	充当額	240 円
細目	事務所費	按分率	
摘要	事業ごみ処理手数料		
備考			

納入通知書兼領収書(計量票)

納入場所	狭山市稲荷山環境センター		伝票No	98
納入者	住所	〒1-14-11		
	氏名	東山翁事務所		
車両番号		地区	狭山市	
年月日	2025/05/27	時間	10:57	
業者名等	事業者			
銘柄	可燃ごみ			
総重量	1,550 kg	空車重量	1,540 kg	
正味重量	10 kg	単価	240 円/10kg	
金額	240		円 10%対象	
	21		円 内消費税	
一般廃棄物処理手数料納入通知書			領収印日付	
狭山市長 小谷野 岡				
狭山市登録番号:T4000020112151				
備考				

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

1664

(1/1)

日付	令和 7 年 5 月 27 日	支出額	140,000 円
項目	事務所費	充当額	112,000 円
細目	事務所費	按分率	4/5
摘要	5 月分事務所家賃		
備考			

支払証明書あり

理由 引き落としのため

貸店舗賃貸借契約書

貸主 [redacted] (以下甲という) と 借主 立石 泰 広
(以下乙という) と 連帯保証人 [redacted] (以下丙という) とは、下記条項に
基づき店舗賃貸借契約を締結した。

第1条 【物件の表示】

甲はその所有する下記建物（以下本件建物という）の1部である下記表示部分を
（以下賃貸借物件という）を乙に賃貸することを約し乙はこれを承諾した。

所在地	埼玉県川口市西川口6丁目4番13号
名称	第一ドリームハイツ
構造	鉄骨造・3階建 陸屋根
賃貸面積	総面積933.19㎡の内1階 101号 店舗面積 約50.48㎡（15.27坪）

第2条 【使用目的】

賃貸人は、賃貸借物件を（事務所）の目的にのみ使用し、その他の目的に使
用してはならない。

第3条 【賃貸借期間】

賃貸借期間は、令和5年 4月 1日から令和8年 3月31日迄の満3ヶ
年間とする。

第4条 【賃貸借期間中の解約】

賃貸借期間中に本契約を解約しようとする場合には、賃貸人は6ヶ月前、賃借人
は3ヶ月前迄に相手方に対し書面によりその予告をしなければならない。但し、
賃借人は、予告を変えて、3ヶ月分の賃借料相当額を支払い、即時解約すること
ができる。

第5条 【賃料、共益費、及び賃料、共益費の改定】

賃貸借の賃料は、月額金140,000円也（-----）、共益費は、月額金
-----円（消費税含む）とし賃借人は毎月末日までに翌月分を、賃貸人若し
くはその指定人に支払うか、或いはその指定口座に振り込むものとする。その場
合、振込手数料は賃借人が負担するものとする。但し、1ヶ月に満たない賃料は、
その月の日数によって日割り計算とする。

- 前項の賃料は、物価の変動、土地、建物に対する公租公課、その他経費の増加、
近隣土地建物賃料の変動、その他経済事情の変動に基づく事情により、当該賃料
が不相当と認められるに至ったときは、賃貸人及び賃借人の協議の上、これを改
定することができる。

第6条 【付加使用料】

賃借人の賃貸借物件使用に関連して生ずる賃貸借物件内の冷暖房費、及び電気、ガス、水道料などの費用（付加使用料）は、一切賃借人の負担とする。

第7条 【禁止事項】

賃借人は次の行為をしてはならない。

1. 賃借権の譲渡（担保提供その他これに準ずる場合を含む）及び賃借物件の転貸（共同使用その他これに準ずる場合を含む）
2. 賃借物件の用途変更
3. 名義の如何を問わず事実上第三者の使用に供する事。
4. 爆発物、発火の恐れのある物等の危険物、不潔、悪臭、その他、他人の迷惑となる物品の持ち込み。

第8条 【原状変更】

賃借人が、賃借物件に造作、設備の新設、除去、変更、その他原状を変更しようとするときは、賃貸人に対し、予めその設計図を呈示して、承諾書を得なければ着手できないものとし、それに要する費用は一切賃借人の負担とする。

第9条 【賃借人の代表者及び業種変更】

賃借人は、その代表者（取締役、支店長、その他名称の如何を問わず賃貸借物件の使用責任者）に変更があったときや、営業種目業態を変更しようとするときは、速やかにその旨を賃貸人に通知して、その承諾書を得なければならない。

第10条 【損害賠償】

賃借人又はその代理人、使用人、工事請負人、その他関係者の故意又は過失によって、賃貸人又は他の賃借人若しくは第三者に損害を与えた場合は、賃借人が一切の賠償をしなければならない。

第11条 【免責事項】

地震、火災、水害等の災害、盗難その他賃貸人の責に帰することのできない事由によって賃借人が蒙った損害に対しては、賃貸人は一切その責を負わないものとする。

第12条 【建物の管理】

賃貸人又はその使用人は、建物保全、衛生、防犯、防火、救護その他建物の管理上必要あるときは、予め賃借人に通知した上で、賃貸借物件に立ち入り、これを点検し、適宜の措置を講ずる事ができる。但し、非常の場合など、賃貸人が予めこの旨を賃借人に通知できないときは、事後速やかに賃借人に報告するものとする。

2. 前項の場合、賃借人は賃貸人の措置に対し協力しなければならない。

第13条 【借主の管理義務】

乙は本物件の善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
乙は、特に本物件の火災防止に留意するものとする。

第14条 【敷金】

本契約に基づく債務の履行を担保するため、賃借人は敷金として金230,000円也を本契約と同時に賃貸人に預け入れるものとする。但し、賃貸人はこれに対し利息を付さない。

2. 賃借人は賃貸借期間中は、敷金を以て賃料その他本契約に基づく債務の弁済に充当することができない。
3. 敷金は本契約が終了し、賃借人が賃貸借物件を完全に明け渡し、且つ賃貸人に対する一切の債務を賃借人が完済した3ヶ月後、若しくは賃貸人が新たに賃貸して、保証金、又は敷金等の預託を受けたときの何れか早い時点に、賃借人に対して返還するものとする。
4. 賃借人は敷金に関する債権を第三者に譲渡し、又は債務の担保の用に供してはならない。

第15条 【賃貸借契約の消滅】

天災地変その他不可抗力により、建物の全部又は一部が滅失若しくは破損して、賃貸借物件の使用が不可能になった場合は、本契約は当然終了するものとする。

2. 前項の場合、賃貸人は未返還の敷金を賃借人に返還する。

第16条 【貸主の解除権】

賃借人が次の場合の何れか1つに該当するときは賃貸人は何らの催告無しに、本契約を解除する事ができるものとし、この場合賃貸人が損害を蒙ったときは、賃借人に対してその損害の賠償を請求する事ができる。

1. 賃料その他債務の支払いを2ヶ月以上怠ったとき。
2. 賃貸借物件を無断で第2条の目的以外に使用したとき。
3. 第7条の規定に違反したとき。
4. 他の賃借人の占有使用に著しい妨害を与えたとき。
5. 本契約又はこれに付随して締結した契約の各条項の1つに違反したとき。
6. 仮差押、仮処分、強制執行、破産、会社整理、会社更正、解散若しくは死亡、禁治産の宣告などがあったとき。
7. 著しく信用を失墜する事実があったとき。
8. 賃借人又はその使用人の故意又は過失により、賃貸借物件を著しく棄損し、又は賃貸借物件内で火災を発生せしめたとき。

第17条 【看板その他】

本物件建物外部に取り付ける看板、並びに1階入口共用付近の造作、置き看板などは、建物の品位を保ち、且つ全賃借人の公平を図るため、賃貸人の指定する場所以外は掲示することができない。又指定の場所といえども、その工事に要する費用は賃借人の負担とする。

第18条 【設備などの負担】

賃借人の営業種目、業態により、消防法並びに、その他の法の定めにより生ずる設備などは、全て賃借人の負担とする。

第19条 【造作買取請求権等】

賃借人は、賃貸借物件の明け渡しに際し、その事由名目の如何にかかわらず、諸造作及び設備について支出した必要費、有益費の償還請求、又は移転料、立退料、権利金など、一切の請求はもちろん、賃貸借物件に自己の費用を以て施設した諸造作、設備などの買い取りを賃貸人に請求することができない。

第20条 【原状回復義務等】

本契約終了と同時に賃借人は賃貸借物件内に設置した造作、その他の設備及び賃借人所有の物件を自己の費用を以て収去し、原状に復してこれを賃貸人に明渡すものとする。この場合において、賃借人が速やかに原状回復の処置を執らなかったときは、賃貸人は賃借人の費用負担において原状回復の処置を執ることができるものとし、賃借人はこれに対し、一切異議を申し立てないものとする。但し、原状回復の程度に就いては賃貸人が決定できるものとし、内装部分が残った場合も、賃借人は賃貸人に対し、一切の買い取り請求はできないものとする。

2. 本契約が終了し、賃借人が賃貸借物件を明渡した後に、賃貸借物件内に残置した賃借人の所有物があるときは、賃貸人は任意にこれを処分することができる。
3. 本契約終了と同時に、賃借人が賃貸借物件を明渡さないときは、賃貸人は本契約終了の翌日から明渡し完了に至る迄の賃料、及び付加使用料相当額の損害金を支払うはもちろん、そのため賃貸人が特別の損害を蒙ったときは、その損害をも賠償しなければならない。

第21条 【契約の更新】

本契約の更新は、本契約期間満了の6ヶ月前（賃貸人）、3ヶ月前（賃借人）迄に双方から解約の申し出が無い限り、賃貸人及び賃借人協議の上、期間満了の1ヶ月前までに契約更新を完了させるものとする。その際、賃料及び共益費の改定は賃貸人、賃借人双方協議の上、決定するものとする。

第22条 【協議事項】

本契約に定めのない事項、並びに契約条項の解釈に疑義が生じたときは、賃貸人及び賃借人は誠意をもって協議し、その解決に当たるものとする。

第23条 【連帯保証人】

連帯保証人は本契約に基づき、賃借人の負担する一切の債務履行に関し、賃借人と連帯してその責に任ずるものとする。但し、連帯保証人がその責に任ぜざるに至ったときは、賃貸人は賃借人に対して連帯保証人に変更、又は追加を求めることができる。

第24条 【付保険】

賃貸人及び賃借人は、火災等の災害に備え、各自所有物件についてその負担において損害保険に加入するものとする。

第25条 【合意管轄】

本契約に関する紛争については、浦和地方裁判所をもって第一審の管轄裁判所とする。

第26条 【強制執行】

乙は本契約上の金銭債務の履行を成さないときは、強制執行に付する事を認める。

第27条 【修繕及び費用負担】

本契約に関する修繕及び経費については次により各自負担とする。

(甲の負担するもの)

1. 賃貸借物件内を含む本件建物の主要構造部分の維持管理の為の修繕費用。
2. 本件土地建物に対する公租公課
3. 本件建物に関する火災保険料

(乙の負担するもの)

1. 賃貸借物件内に乙が設置した設備機器の修繕及び主要構造部分以外の修繕費用
2. 乙が設置した設備機器、什器備品などの保険料
3. 賃貸借物件内の空調、電気工事及び内外装工事、看板工事一式の費用

第28条 【遅延損害金】

乙は本契約上、第5条の家賃、共益費等を支払期日までに全部、又は一部を支払わなかった時は、延滞した家賃等の額に対し支払期日の翌日から支払日までの日数に応じ、年(365日当たり)14.6%の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞損害金を甲に支払わなければならない。

第29条 【特約条項】

1. 本物件建物外壁に看板等を取り付ける場合、甲の承諾を得る事とし、乙はその他の賃借人に迷惑をかける事のない取り付けをする事。
2. ダクト関係の排気は甲の承諾を得た場所に設置する事。
3. 賃料の振込先 
4. 更新契約の際に、乙は更新料として新家賃の1.5ヶ月分を甲に支払う事とする。
5. 当マンション敷地内にて駐車場使用料を賃料に含むものとする。

上記各条項承諾の上、確実に履行する事を誓約し、各自署名捺印して、店舗賃貸借契約証書とする。後日のために、本証書を2通作成し、双方1通ずつ所有するものとする。

令和5年 8月 2 日

(甲) 賃貸人

住 所

氏 名

(乙) 賃借人

住 所

氏 名

立石 泰広

TEL

(丙) 連帯保証人

住 所

氏 名

TEL

仲介業者

埼玉県知事(13)第6079号

埼玉県川口市西川口1丁目6番

株式会社 大槻工務店

代表取締役 大槻和彦

TEL 048-256-7377

宅地建物取引士

登録番号

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

1711

(1/5)

日付	令和 7 年 5 月 28 日	支出額	17,800 円
項目	事務所費	充当額	16,020 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所 駐車場代 6 月分		
備考	口座名義 松井 弘 うち駐車場代 17,600 円 うち振替手数料 200 円		

政務活動費 領収書等貼付用紙

(2/5)

年 月 日	摘 要	お 支 払 金 額	お 預 り 金 額
07-05-28	.振替	*17,800	RKS(カツムカイハツ

政務活動費 領収書等貼付用紙

1711

(3/5)

自動車保管場所（車庫）賃貸借契約書

名 称	芳野本町駐車場		駐車位置	番	台数	1 台
所在地	埼玉県朝霞市本町2丁目1368-1、1369-1					
賃 料	金 18,500	円也	内消費税	1,500	円	更新料 ヶ月分（税別）
敷 金	金	円也	保証金		円	礼 金 円
契 約 車	車種	社用車	色		登録番号	
契約期間	2020年11月12日 から 2022年11月11日迄					
賃貸人	を甲とし、賃借人 松井弘政務活動事務所 を乙とする。					

甲と乙とは上記表示物件を下記の条項で賃貸借契約を締結する。

第1条 賃料の支払は、毎月28日に翌月分を自動振替（集金代行）とし、その振替手数料一口座につき200円は乙の負担とする。尚、甲は支払いの請求書及び領収証を発行しない。賃貸借期間が1ヶ月に満たない場合は、当月の日数で日割り計算とする。

賃料の集金業務については、かつみ開発株式会社（かつみ不動産グループ会社）にて行うものとする。

第2条 更新時については、甲乙協議の上、契約の更新をすることができる。更新時の更新料は乙負担とする。乙は更新事務手数料として、更新時に新賃料の 1ヶ月分 （税別）を甲の委任した業者に支払うものとする。尚、甲が委任した業者はかつみ不動産株式会社とする。

本契約の更新の手続きは、総てかつみ不動産株式会社を窓口とし、期間満了1ヶ月前迄に行うものとする。

又、賃料の増額の必要が生じた時は、甲乙協議の上、増額する事ができる。

第3条 乙が次の場合の一つに該当した時は、甲は催告をしないで直ちに本契約を解除することができる。

一、賃料の支払いを1ヶ月以上遅滞した時。

二、賃料の支払いをししばしば遅延し、その遅延が本契約における甲乙間の信頼関係を著しく害すると認められるとき。

三、本契約書第2条に定める更新手続きをしなかった時。

四、本契約書第12条に定める管理規則に違反した時。

五、本契約書の記載事項に虚偽の事実が発覚した時。

六、その他本契約に違反した時。

尚、上記の事由により本契約が解除された場合には乙は解除された当月分の賃料は支払うものとする。

第4条 乙又はその代理人、使用人、運転者、同乗者等の責に帰すべき事由によって保管場所（車庫）

又はその施設及び保管場所（車庫）の他の自動車に損害を与えた時は、乙は速やかにその損害を賠償するものとする。

第5条 甲は、保管場所（車庫）に在る乙の自動車について、発生した天災、火災、盗難等による損害についての責任を負わないものとする。

第6条 甲乙は各々ヶ月前の予告をもって本契約を解約することができるものとする。但し乙は予告に代え

各々ヶ月分の賃料相当額を甲に支払って即時に解約することができるものとする。

乙が解約する場合は解約届に記名押印の上、甲又は甲の指定する者に届出するものとする。

尚、契約期間満了において解約する場合も、契約期間満了日の各々ヶ月前までに届出すること。

退車後も届出がない場合には賃料は支払う事とする。

又、部屋に付随している駐車場は、部屋を解約と同時に契約は終了となる。

第7条 駐車台数は駐車位置番号一つに付契約車1台とする。又、契約車は乗用車に限るものとする。

尚、乙が契約車を変更した場合甲に申し出て許可をもらい自動車の登録番号・車種及び色を連絡することとする。

第8条 乙は甲より駐車位置の変更を求められた場合にはこれに従うものとする。

第9条 本契約に基づく賃料、その他諸費用については、乙は施行されている税法に基づき消費税等を加算して甲に支払うものとする。尚、税法が改訂された場合には、改訂された月の賃料より適用する。

第10条 乙は礼金を本契約締結と同時に甲に支払う。

第11条 乙は 敷金 を本契約締結と同時に甲へ支払う。又、 敷金 に利息をつけない。

敷金 返金については本契約が終了した時に返還するが、延滞賃料又は第4条による損害賠償金がある場合はこれを差し引いてその残額を返還する。

第12条 本契約に基づく返金分についての振込手数料は乙負担とする。

政務活動費 領収書等貼付用紙

1711

(4/5)

第13条（管理規則）

- 一、乙は保管場所（車庫）内に契約車両を適正に駐車させなければならない。
- 二、乙は保管場所（車庫）を転貸してはならない。
- 三、乙はいかなる理由を問わず保管場所（車庫）に仮設建物、バイク、自転車、物置、自動車用部品、或いは荷物等を置いてはならない。使用場所は常に清掃に気をつけて使用する事。（缶・ゴミ等を捨てない事）
- 四、乙は保管場所（車庫）において近所の迷惑となる行為をしてはならない。特に空ぶかし、アイドリング継続或いはクラクションを鳴らすことにより騒音をたててはならない。
- 五、乙は保管場所（車庫）に駐車していた車両が盗難、破損等の被害をうけない様、注意をしなければならない。
- 六、契約台数以上の駐車をしてはならない。
- 七、自動車検査切れの車両については駐車してはならない。

第14条（反社会的勢力の排除）

- 一、甲及び乙はそれぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
 - (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員・準構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
 - (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させこの契約を締結するものでないこと。
 - (4) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対して脅迫的な言動又は暴力を用いる行為又は、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為をしないこと。
- 二、乙は、本物件の使用に当たり、本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより付近の住民に不安を覚えさせる行為を行ってはならない。
- 三、甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本物件を解除することができる。
 - (1) 反社会的勢力の排除に関する各条項に反する事実が判明したとき。
 - (2) 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。

上記のとおり契約が成立しましたので、本契約書式通を作成し、甲乙記名押印の上、各表通を所持する。

2020年 10月 22日

賃貸人 (甲) 住所 [REDACTED]
 氏名 [REDACTED]

賃借人 (乙) 住所 朝霞市本町3-4-17
 氏名 松井弘政務活動費事務所 TEL 048-483-4256
 勤務先名 TEL
 勤務先住所
 緊急時連絡先 住所 [REDACTED]
 緊急時連絡先 氏名 松井 弘 TEL [REDACTED]

仲介者 朝霞市西原2丁目9番1号 TEL 048-473-0011
 かつみ不動産株式会社 代表取締役 橋本 克己
 免許証番号 埼玉県知事 (8) 第 13750 号
 登録番号 [REDACTED]
 宅地建物取引士 [REDACTED]

政務活動費 領収書等貼付用紙

1711

(5/5)

更新契約書

賃貸人 [REDACTED]（以下「甲」という）及び賃借人 松井弘政務活動事務所
（以下「乙」という）は、後記物件目録記載の駐車場（以下、「本件駐車場」という。）の更新に関し、
次のとおり合意した。

名 称	芳野本町駐車場	駐車位置	[REDACTED]
所在地	埼玉県朝霞市本町2丁目3-25		
契約期間	2024年11月12日 から 2026年11月11日迄の 2年間 とする。		
賃 料	金 17,600 円也 （内消費税 金 1,600 円也）		
更新料	新賃料の ヶ月分 乙は甲に支払うものとします。	更新手数料	新賃料の 1 ヶ月分 乙は甲の委任した業者（かつみ不動産㈱）に支払う。
敷 金	金 0 円也 を既に預託済みである。		
保証金	金 0 円也 を既に預託済みである。		

原契約以降、契約内容に変更があった場合にはそれを優先する。

☐ 契約車の変更なし ☐ 契約車の変更あり （契約車の変更有無に☑を入れて下さい）

	メーカー	車種	色	車両番号
契約車	社用車			

上記以外については、原契約の定めによるものとし、本書を式通作成し、甲乙記名押印の上、各巻通を保有する。

2024 年 10 月 10 日

賃貸人	住 所	[REDACTED]		適格請求書発行事業者登録番号
	氏 名	[REDACTED]		T381023389017
賃借人	住 所	朝霞市本町3-4-17		
	氏 名	松井弘政務活動事務所		
	TEL	048-483-4256	携帯TEL	
	勤務先			
	勤務先住所			
	勤務先TEL			
緊急時連絡先	住 所	[REDACTED]		
	(カ ナ)	(マ イ ヒ ロ シ)		
	氏 名	松 井 弘	賃借人との関係	本人
	自宅TEL	[REDACTED]	携帯TEL	[REDACTED]
	勤務先			
	勤務先住所			
	勤務先TEL			

＜仲介業者＞ 埼玉県朝霞市西原2丁目9番1号
かつみ不動産株式会社 代表取締役 橋本 克
免許証番号 埼玉県知事(9)第13750号
宅地建物取引士 [REDACTED]
登録番号 [REDACTED]

自動車保管場所（車庫）賃貸借契約書

名 称	芳野本町駐車場			駐車位置		番	台数	1 台
所在地	埼玉県朝霞市本町2丁目1368-1、1369-1							
賃 料	金	16,500	円也	内消費税	1,500	円	更新料	ヶ月分（税別）
敷 金	金		円也	保証金		円	礼 金	円
契約車	車種	社用車		色		登録番号		
契約期間	2020年11月12日			から	2022年11月11日		迄	
賃貸人				を甲とし、賃借人		松井弘政務活動事務所		を乙とする。

甲と乙とは上記表示物件を下記の条項で賃貸借契約を締結する。

- 第1条 賃料の支払は、毎月28日に翌月分を自動振替（集金代行）とし、その振替手数料一口座につき200円は乙の負担とする。尚、甲は支払いの請求書及び領収証を発行しない。賃貸借期間が1ヶ月に満たない場合は、当月の日数で日割り計算とする。
- 賃料の集金業務については、かつみ開発株式会社（かつみ不動産グループ会社）にて行うものとする。
- 第2条 更新時については、甲乙協議の上、契約の更新をすることができる。更新時の更新料は乙負担とする。乙は更新事務手数料として、更新時に新賃料の 1ヶ月分 （税別）を甲の委任した業者に支払うものとする。尚、甲が委任した業者はかつみ不動産株式会社とする。
- 本契約の更新の手続きは、総てかつみ不動産株式会社を窓口とし、期間満了1ヶ月前迄に行うものとする。
- 又、賃料の増額の必要が生じた時は、甲乙協議の上、増額する事ができる。
- 第3条 乙が次の場合の一つに該当した時は、甲は催告をしないで直ちに本契約を解除することができる。
- 一、賃料の支払いを1ヶ月以上遅滞した時。
 - 二、賃料の支払いをしばしば遅延し、その遅延が本契約における甲乙間の信頼関係を著しく害すると認められるとき。
 - 三、本契約書第2条に定める更新手続きをしなかった時。
 - 四、本契約書第12条に定める管理規則に違反した時。
 - 五、本契約書の記載事項に虚偽の事実が発覚した時。
 - 六、その他本契約に違反した時。
- 尚、上記の事由により本契約が解除された場合には乙は解除された当月分の賃料は支払うものとする。
- 第4条 乙又はその代理人、使用人、運転者、同乗者等の責に帰すべき事由によって保管場所（車庫）又はその施設及び保管場所（車庫）の他の自動車に損害を与えた時は、乙は速やかにその損害を賠償するものとする。
- 第5条 甲は、保管場所（車庫）に在る乙の自動車について、発生した天災、火災、盗難等による損害についての責任を負わないものとする。
- 第6条 甲乙は各々ヶ月前の予告をもって本契約を解約することができるものとする。但し乙は予告に代え各々ヶ月分の賃料相当額を甲に支払って即時に解約することができるものとする。
- 乙が解約する場合は解約届に記名押印の上、甲又は甲の指定する者に届出するものとする。
- 尚、契約期間満了において解約する場合も、契約期間満了日の各々ヶ月前までに届出すること。
- 退車後も届出がない場合には賃料は支払う事とする。
- 又、部屋に付随している駐車場は、部屋を解約と同時に契約は終了となる。
- 第7条 駐車台数は駐車位置番号一つに付契約車1台とする。又、契約車は乗用車に限るものとする。
- 尚、乙が契約車を変更した場合甲に申し出て許可をもらい自動車の登録番号・車種及び色を連絡することとする。
- 第8条 乙は甲より駐車位置の変更を求められた場合にはこれに従うものとする。
- 第9条 本契約に基づく賃料、その他諸費用については、乙は施行されている税法に基づき消費税等を加算して甲に支払うものとする。尚、税法が改訂された場合には、改訂された月の賃料より適用する。
- 第10条 乙は礼金を本契約締結と同時に甲に支払う。
- 第11条 乙は 敷金 を本契約締結と同時に甲へ支払う。又、 敷金 に利息をつけない。
- 敷金 返金については本契約が終了した時に返還するが、延滞賃料又は第4条による損害賠償金がある場合はこれを差し引いてその残額を返還する。
- 第12条 本契約に基づく返金分についての振込手数料は乙負担とする。

第13条（管理規則）

- 一、乙は保管場所（車庫）内に契約車両を適正に駐車させなければならない。
- 二、乙は保管場所（車庫）を転貸してはならない。
- 三、乙はいかなる理由を問わず保管場所（車庫）に仮設建物、バイク、自転車、物置、自動車用部品、或いは荷物を置いてはならない。使用場所は常に清掃に気をつけて使用する事。（缶・ゴミ等を捨てない事）
- 四、乙は保管場所（車庫）において近所の迷惑となる行為をしてはならない。特に空ぶかし、アイドリング継続或いはクラクションを鳴らすことにより騒音をたててはならない。
- 五、乙は保管場所（車庫）に駐車していた車両が盗難、破損等の被害をうけない様、注意をしなければならない。
- 六、契約台数以上の駐車をしてはならない。
- 七、自動車検査切れの車両については駐車してはならない。

第14条（反社会的勢力の排除）

- 一、甲及び乙はそれぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員・準構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
 - (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させてこの契約を締結するものでないこと。
 - (4) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対して脅迫的な言動又は暴力を用いる行為又は、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為をしないこと。
- 二、乙は、本物件の使用に当たり、本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威嚇を示すことにより付近の住民に不安を覚えさせる行為を行ってはならない。
- 三、甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本物件を解除することができる。
- (1) 反社会的勢力の排除に関する各条項に反する事実が判明したとき。
 - (2) 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。

上記のとおり契約が成立しましたので、本契約書式通を作成し、甲乙記名押印の上、各一通を所持する。

2020年 10月 22日

賃貸人 (甲) 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

賃借人 (乙) 住所 朝霞市本町3-4-19
氏名 松井弘政務活動事務所 TEL 048-483-4256
勤務先名 TEL
勤務先住所
緊急時連絡先 住所 [REDACTED]
緊急時連絡先 氏名 松井弘 TEL [REDACTED]

仲介者 朝霞市西原2丁目9番1号 TEL 048-473-0011
かつみ不動産株式会社 代表取締役 橋本 克己
免許証番号 埼玉県知事 (8) 第 13750
登録番号 [REDACTED]
宅地建物取引士 [REDACTED]

更新契約書

賃貸人 [REDACTED] (以下「甲」という) 及び賃借人 松井弘政務活動事務所 (以下「乙」という) は、後記物件目録記載の駐車場 (以下、「本件駐車場」という。) の更新に関し、次のとおり合意した。

名 称	芳野本町駐車場	駐車位置	[REDACTED]
所在地	埼玉県朝霞市本町 2 丁目 3-25		
契約期間	2024 年 11 月 12 日 から 2026 年 11 月 11 日迄の 2 年間 とする。		
賃 料	金 17,600 円也 (内消費税 金 1,600 円也)		
更新料	新賃料の 1 ヶ月分 乙は甲に支払うものとします。	更新手数料	新賃料の 1 ヶ月分 乙は甲の委任した乗客 (かつみ不動産㈱) に支払う。
敷 金	金 0 円也 を既に預託済みである。		
保証金	金 0 円也 を既に預託済みである。		

原契約以降、契約内容に変更があった場合にはそれを優先する。

☐ 契約車の変更なし ☐ 契約車の変更あり (契約車の変更有無に☑を入れて下さい)

	メーカー	車種	色	車両番号
契約車	社用車			

上記以外については、原契約の定めによるものとし、本書を式通作成し、甲乙記名押印の上、各巻通を保有する。

2024 年 10 月 10 日

賃貸人	住 所	[REDACTED]			酒格請求書発行事業者登録番号
	氏 名	[REDACTED]			T3810233389017
賃借人	住 所	朝霞市本町 3-4-17			
	氏 名	松井弘政務活動事務所			
	TEL	048-483-4256	携帯TEL		
	勤務先				
	勤務先住所				
	勤務先TEL				
緊急時連絡先	住 所	[REDACTED]			
	(カ ナ) 氏 名	(マツイヒロシ)		賃借人との関係	本人
	自宅TEL	[REDACTED]		携帯TEL	[REDACTED]
	勤務先				
	勤務先住所				
	勤務先TEL				

<仲介業者> 埼玉県朝霞市西原 2 丁目 9 番 1 号
かつみ不動産株式会社 代表取締役 橋本 克
免許証番号 埼玉県知事(9)第13750号
宅地建物取引士 [REDACTED]
登録番号 [REDACTED]

42115

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

1712

(1/2)

日付	令和 7 年 5 月 28 日	支出額	2,552 円
項目	事務所費	充当額	2,041 円
細目	事務所費	按分率	8/10
摘要	事務所玄関マットリース代		
備考			

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

1712

(2/2)

納品・請求書
兼 領収書

ダスキン 鴻巣
有限会社クリーンショップ
〒365-0054 鴻巣市大鷲2丁目5-92
TEL 048-596-5352 FAX 048-596-5813

納品日 07年 05月 28日 納品場所 07年 23日 C水 00999 877
現金 (現金)

商 品 名	単位	数量	単 価	納品金額	納品・請求訂正	納品・請求訂正
W1111 吸塵・吸木マットレスA	2	2	1276	2552		
10%合計 2,552 内消費税 (282)						

前払未収残 合計金額 内消費税 前払未収残
(100) 2,552 282 2,552

NO.000125311

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

1713

(1/3)

日付	令和 7 年 5 月 28 日	支出額	7,810 円
項目	事務所費	充当額	7,029 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	駐車場代（R7 年 5 月分）		
備考	駐車場代 7700 円＋振込手数料 110 円です。		



入出金明細照会

口座情報

お取引店	科目	口座番号	口座名義人
	普通		効心 マサ

入出金明細

照会範囲：2025年05月28日～2025年05月28日 照会件数：1件

2025年05月30日 11時47分29秒時点の情報です。

全件数：1件

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
2025年05月28 日	7,810円		R K S (ダイワ フドウサ	

全件数：1件

政務活動費 領収書等貼付用紙

1713

(3/3)

駐車場賃貸借(更新)契約 覚書

賃貸人(以下、甲という。):

賃借人(以下、乙という。): 高橋 政雄

甲及び乙は、現在契約中の下記物件の賃貸借契約を本覚書の条件によって更新することに合意する。

なお、本覚書に定めなき事項については原契約の各約定及び特約事項を承継する。

―物件の表示―

契約番号

物件名	中丸駐車場	駐車位置番号	
所在地	埼玉県さいたま市緑区中尾字中丸2179-1		
契約期間	2025年2月1日 ~ 2026年1月31日 (1 年間)		

―賃料条件―

項 目	税抜金額	消費税額(税率10%)	月額計
賃料(月額)	-	-	-
駐車料(月額)	7,000 円	700 円	7,700 円
敷 金	6,000 円	-	-

―車種名他―

車種名	トヨタ ヴェイ	NO.		色	灰
-----	---------	-----	--	---	---

上記の通り、甲と乙間の協議が成立したので、本覚書2通を作成し、各々記名押印の上各1通を保有するものとする。

西暦 2025 年 2 月 1 日

賃貸人(甲)	氏名			
	適格請求書発行事業者登録番号	インボイス未登録		
甲代理人	住所	埼玉県さいたま市浦和区高砂1-2-1		
	氏名	株式会社大和不動産 代表取締役 小山 陽一郎		
賃借人(乙)	住所 〒			
	氏名	高橋 政雄		
	生年月日	1952 / 1 / 1	TEL	
	勤務先	埼玉県議会	勤務先TEL	048-873-4369
	勤務先住所	〒336-0932 埼玉県浦和市緑区中丸2179-1		
緊急連絡先 (乙)以外の方	住所 〒	336-0932 埼玉県浦和市緑区中丸2179-1		
	氏名	高橋 政雄 続柄 独身		
	TEL			
更新事務	免許番号	埼玉県知事(12)第8048号		
	所在地	埼玉県さいたま市浦和区高砂1-2-1		
	商 号	株式会社大和不動産		
	代表者	小山 陽一郎		

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

1714

(1/3)

日付	令和 7 年 5 月 28 日	支出額	12,100 円
項目	事務所費	充当額	10,890 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所ガードシステム費（令和 7 年 6 月分）		
備考	小川ただし事務所、事務所ガードシステム費（令和 7 年 6 月分）		

支払証明書あり

理由

政務活動費 領収書等貼付用紙

(2/3)

10

年—月—日

摘 要

お支払金額

お預り金額

差引残高

07-05-28

振替

¥12,100

RKS(ソウジツ)

○他店支払いの小切手等でご入金の際は、摘要欄にお払戻しができる予定日表示します。
お支払可能時刻は小切手の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。

○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について
〔項目名〕 お支払金額・お預り金額・差引残高
●外貨普通預金の場合、送金見送り部に記載された通貨単位となります。
●その他の資金の場合は、円単位となります。

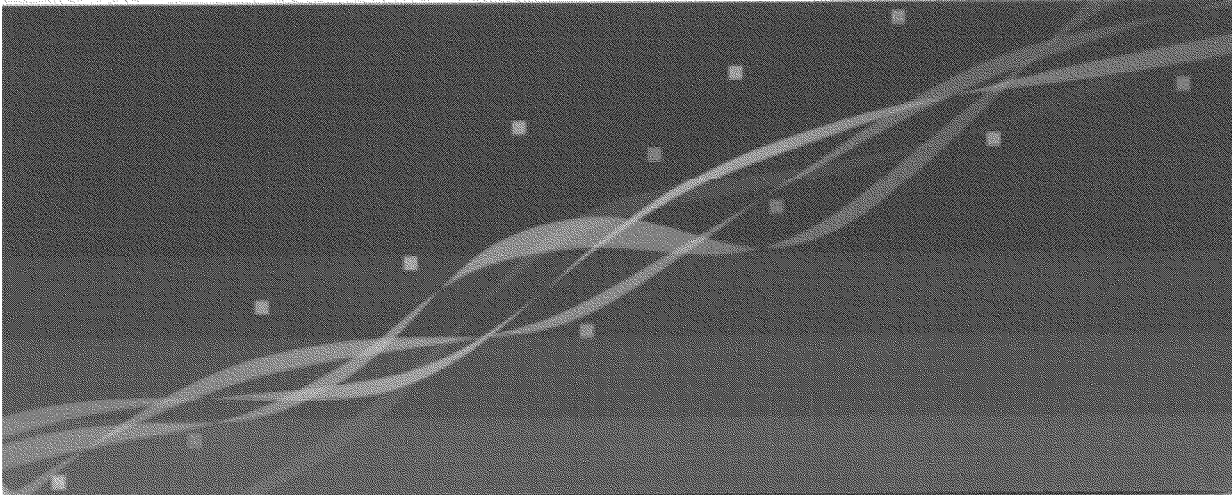
10

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

1714

(3/3)

		 RESONA
店番	口座番号	
		小川直志 政務活動事務所様
埼玉りそな銀行		普通預金通帳
		

ご案内

小川 ただし事務所 小川 直志 御中

毎度ありがとうございます。
以下の通りご請求申し上げます。つきましてはご指定口座よりお振替させていただきますので、振替期日までに口座残高のご確認をお願い申し上げます。

お振替日 2025 年 05 月 28 日

登録番号 T3010401016070

請求書番号: 20250403012097

1 / 1

〒359-0037

埼玉県所沢市くすのき台1丁目1-2番地第二ビル7階

請求書作成年月日 2025 年 04 月 03 日

総合警備保障株式会社
埼玉西支社



前回ご請求額	ご入金額	今回ご請求額	ご請求額合計
*****	*****	*****	*****

件名・品名／備考		数量	単位	単 価	金額(税抜)	消費税等	合計(税込)
001	2025/06月度A I S O Kガードシステム料金 小川 ただし事務所				11,000	10%	
	(消費税 10% 計)				11,000	1,100	12,100
お支払方法(ご指定の口座よりお振替させていただきます。				今回ご請求金額	11,000	1,100	12,100

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

1715

(1/2)

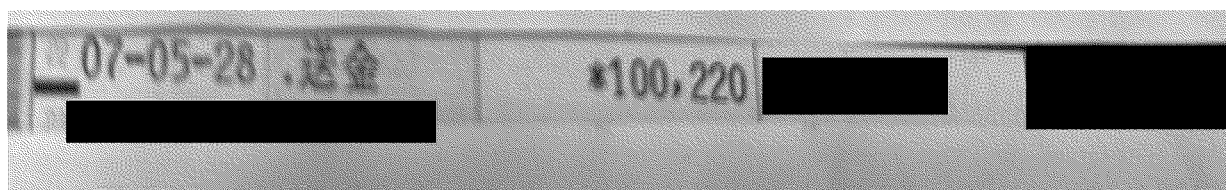
日付	令和 7 年 5 月 28 日	支出額	100,220 円
項目	事務所費	充当額	90,198 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所賃貸料		
備考	横川雅也 $100,220 \times 9/10 = 90,198$ (220 円は振込手数料)		

別記様式第 1 号 (第 6 関係)

政務活動費 領収書等貼付用紙

1715

(2/2)



事務所賃貸借契約書

賃貸人 （以下、「甲」という。）と賃借人 横川 雅也（以下、「乙」という。）は、甲の所有する別紙目録記載の建物（以下、「本件建物」という）の賃貸借に関し、次の通り契約する。

第1条 甲は、乙に対し、本件建物を次条以下の条件で賃貸し、乙はこれを賃借する。

第2条 乙は、本件建物を事務所として使用し、その他の目的に使用しないものとする。

2 乙は、本件建物を現状のまま使用するものとし、事前に甲の書面による承諾を得た場合を除き、本件建物に造作の設置・模様替えその他の工作を加えてはならない。

3 乙が前項に基づき造作の設置・模様替えその他の工作を施した場合には、乙は、賃貸借終了の時点において、自己の費用をもって本件建物を原状に復しなければならない。

第3条 契約期間は、令和6年8月1日から令和9年7月31日までの3年間とする。

第4条 賃料は月額10万円とし、毎月25日までにその翌月分を甲の指定する銀行口座に振り込み支払うものとする。

第5条 甲または乙は、物価、公租公課、近隣建物賃料の変動により賃料が不相当となったときは、賃料の増減を請求することができる。

第6条 乙は、第4条の賃料の他に、電気・水道・ガス料金その他本件建物の使用に際して発生する諸経費を自己の負担で支払わなければならない。

第7条 乙は、本契約締結と同時に、甲に対し、敷金として金20万円を預託しなければならない。

2 乙は、本件建物を明渡すまでの間、敷金を持って賃料その他の債務と相殺することはできない。

第8条 乙は、本件建物を第2条に定めた目的以外の使用に供し、賃借権を譲渡もしくは本件建物を第三者に転貸し、または第三者の使用に供してはならない。

第9条 甲は、本件建物の維持保全に必要な修繕を行う義務を負う。

2 乙は、建具、造作、給排水設備、照明器具、壁等、日常の使用によって損耗する部分につき修理費用を負担する。

3 費用の負担につき疑義のあるときは、甲乙協議の上、決定する。

第10条 甲は、乙に次の各号の一に該当する事由が発生したときは、何らの催告なしに、本契約を解除することができる。

①賃料の支払いを2か月以上怠ったとき

②第8条に違反したとき

③その他本契約の条項に違反し、当事者間の信用を著しく害したとき

第11条 本契約が終了したときは、乙は直ちに本件建物を原状に復した上で甲に明け渡す。

2 本契約の終了に際し、乙は、甲に対し、移転料、立退料、その他これに類するいかなる金銭も請求しない。

乙は、乙の活動に関して本件建物に立ち入った者の故意または過失によって甲に損害を与えたときは、その損害の全額を甲に対して賠償しなければならない。

第13条 乙が契約期間中に本契約を解除しようとするときは、乙はその2か月前まで甲に対してその通知を行うものとする。

第14条

本契約に定めのない事項が生じたとき、又はこの契約条件の各条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上解決するものとする。

振込口座

金融機関名:

普通預金:

口座名義人:

以上、本契約成立の証として、本書を二通作成し、甲乙署名押印のうえ、それぞれ一通を保管する。

令和6年10月4日

貸貸人(甲) 住所

氏名

貸借人(乙) 住所

氏名 横川 雅也

別紙

本件事務所表示

所在	埼玉県東松山市箭弓町2-12-13
家屋番号	5582-2-2
構造	木造、亜鉛メッキ鋼板葺、平屋建
床面	83.01平方メートル

賃貸人

賃借人

横川 雅也